

二 当該物件（地方税法第三百四十一条第三号に規定する家屋であるものに限る。）の固定資産課税台帳を備えると思料される市町村の長（当該物件が特別区の区域内にある場合にあつては、都の知事）

三 当該土地にある物件に関し所有権以外の権利を有する者の探索を行う場合においては、次に掲げる者

イ 当該物件を現に占有する者

ロ 当該物件の所有者

ハ 当該土地に関し所有権その他の権利を有する者

四 令第八条第五号に規定する措置をとつてもなお当該土地の関係人の全部又は一部を確知することができなかった場合においては、当該措置の対象者

五 当該土地の関係人と思料される者が個人である場合においては、次に掲げる者

イ 親族

ロ 当該土地の関係人と思料される者が日本の国籍を有し、かつ、外国に住所を有すると思料される場合であつて、探索を行う者が国の行政機関の長等である場合においては、在外公館の長

六 当該土地の関係人と思料される者が法人である場合においては、次に掲げる者

イ 当該法人の代表者

ロ 当該法人が合併以外の事由により解散した法人である場合においては、清算人又は破産管財人

ハ イ又はロに掲げる者が記録されている住民基本台帳、戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票を備えると思料される市町村の長

（土地の関係人と思料される者が記録されている書類）

第三十七条 第二条第一項の規定は、令第八条第三号の国土交通省令で定める書類について準用する。

2 第二条第二項の規定は、令第八条第四号の国土交通省令で定める書類について準用する。

（新設）

（土地の関係人を特定するための措置）
第三十八条 第三条の規定は、令第八条第五号の国土交通省令で定める措置について準用する。

（裁定申請書の添付書類）

第三十九条 法第二十七条第三号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるもの（起業者（土地収用法第八条第一項に規定する起業者をいう。第一号及び第四十五条において同じ。）が国又は地方公共団体である場合にあつては、第一号に掲げるものを除く。）とする。

一 起業者の住民票の写し又はこれに代わる書類（起業者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書）

二 特定所有者不明土地の実測平面図

三 特定所有者不明土地の所有者の探索の過程において得られた法第二十七条第二項第四号に掲げる事項を明らかにする書類

四 特定所有者不明土地の写真

五 特定所有者不明土地にある物件が簡易建築物である場合においては、当該簡易建築物の種類、構造及び床面積を記載した書類

六 起業地を表示する図面

七 事業計画を表示する図面

八 第三十五条各号に掲げる事項の内容を説明する書類がある場合においては、当該書類

九 特定所有者不明土地の関係人の全部又は一部を確知することができない場合においては、次に掲げる書類

イ 特定所有者不明土地の関係人の全部又は一部を確知することができない事情を記載した書類

ロ 特定所有者不明土地の関係人の探索の過程において得られたイに規定する事情を明らかにする書類

十 法第二十七条第三項第二号ホの補償金の見積額の積算の基礎を明らかにする書類

（新設）

（新設）